

## 鳥取県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会指定訪問入浴介護大山支所	西伯郡大山町末長503	平成20年3月31日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日

### 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会居宅支援介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日